

News WOCA



2009年11月6日

発行：NPO和歌山有機認証協会事務局

〒641-0051 和歌山市西高松1丁目6-4

TEL：073-421-6545 FAX：073-432-3881

e-mail：woca@vaw.ne.jp URL：http://www.vaw.ne.jp/aso/woca/

有機農産物の日本農林規格改定について

「有機農産物の日本農林規格」が3年ぶりに改正され10月27日に施行されましたので、以下その内容をお知らせします。わからない点があれば、事務局までお問い合わせください。なお、改正された規格の書面が必要な方は別記1から、新旧規格の対照表が必要な方は別記2からダウンロードしてください。

別記1：http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_kikaku_a091027.pdf

別記2：http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/pdf/yuuki_sinkyu_a.pdf

(いずれも「有機農産物の日本農林規格」等で検索すれば容易にたどり着けます)

有機農産物の日本農林規格の改正点

- 1、 本則第4条の「一般管理」の項で、①古紙に由来する資材で化学合成された物質が添加されていないもの(具体的には紙マルチを想定)と、②コットンリントーに由来する再生繊維を原料とし製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないシーダーテープについて、使用が認められました。
なお、コットンリントーとは棉花の種子につく産毛状の繊維で、身近なところではティーバックの袋等に使用されています。なお、コットンリントー以外の素材を原料とするシーダーテープは使用できません。
- 2、 別表2(緊急避難等の際に使用を容認される農薬のリスト)から、①大豆レシチン・マシン油乳剤と、②硫黄・大豆レシチン水和剤の2剤が削除されました。農薬取締法に基づく登録が失効したことを受けた措置。なお、マシン油乳剤や硫黄粉剤等一連の硫黄剤は引き続き使用可能です。
- 3、 別表2(同前)に、①燐酸第二鉄粒剤と、②炭酸水素カリウム水溶剤の2剤が追加されました。コーデックス基準への準拠等、海外の使用状況を反映した措置。
- 4、 別表3(不可欠な場合に限り使用が容認される調整用等資材のリスト)から、①DL-酒石酸、②DL-酒石酸水素カリウム、③DL-酒石酸ナトリウムの3点が削除されました。使用実態がない等のため。
- 5、 別表3(同前)に記載のエチレンの使用基準について、従来のバナナ追熟に加えて、キウイフルーツの追熟にも使用することが認められました。また、バナナの房の切り口の黒変防止の用途に限ることとして、硫酸アルミニウムカリウムが新たに別表3に追加されました。
- 6、 附則として、平成23年末までの間、玉葱の育苗用土の粘土調整のためやむを得ない場合に限って、ポリビニルアルコール、ポリアクリルアミド及び天然物質に由来するもので化学的処理を行ったものの使用が容認されることになりました。

以上